

茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領

茨城県建設工事請負業者指名停止基準（昭和 61 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（目 的）

第 1 条 この要領は、県が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等委託業務（以下「県工事等」という。）の円滑かつ適正な施工及び履行（以下「施工等」という。）を確保するため、県建設工事請負業者等資格審査を経た業者（以下「有資格業者」という。）が、事故、贈賄、談合及び不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

（指名停止）

第 2 条 知事は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、あらかじめ茨城県建設工事請負業者等資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 知事が、指名停止を行ったときは、主管課長及び関係出先機関の長（以下「課長等」という。）は、請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第 3 条 知事は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 知事は、前条第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 知事は、前条第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第 4 条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 か月に満

たないときは、1.5倍)の期間とする。

- 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後10か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間は当該長期の2倍まで延長することができる。
 - 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 6 知事は、有資格業者でない場合であっても、第11条第2項の規定に基づき有資格業者と同様に取扱った期間については、指名停止期間とみなすものとする。当該業者が有資格業者となった場合は、当該事由により指名停止期間とみなされた残期間を指名停止とする。
 - 7 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
 - 8 知事は、第5項により指名停止の期間を変更するとき又は前項により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ審査会に諮るものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第7号に該当したとき。
- 二 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があると

き。

三 県又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の特例）

第6条 知事は、指名停止の期間が満了した有資格業者について、当該指名停止の原因となった事案である極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号に定める期間の範囲内で指名停止を行うことができる。

（指名停止の期間の承継）

第7条 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年4月6日茨城県告示第473号）第11条又は茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年4月6日茨城県告示第474号）第11条の規定に基づき、指名停止期間中の有資格業者から有資格業者の地位を承継した者は、当該被承継者の指名停止の期間を承継するものとする。

（事故、贈賄、談合及び不正行為等の報告）

第8条 課長等は、所管する工事等について有資格業者が別表各号左欄に掲げる要件に該当すると認めるときは、様式第1号により、速やかに知事に報告しなければならない。

（指名停止等の通知）

第9条 知事は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第2号、様式第3号又は様式第4号により通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が県工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 土木部長は、知事が第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ様式第5号、様式第6号又は様式第7号により、課長等に対し遅滞なく通知するものとする。

4 課長等は、第2条第2項の規定により指名を取り消したときは、様式第8号により当該指名停止に係る有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 10 条 随意契約の相手方の選定について権限を有するものは、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第 11 条 課長等は、指名停止の期間中の有資格業者が県工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

2 知事は、有資格業者でない場合であっても、有資格業者の指名停止に相当すると認められる事由があるときは、当該有資格業者でない者を指名停止期間中の有資格業者と同様に取扱うことができる。この場合においての手続きは、第 2 条第 1 項の規定を準用する。

(指名停止にならない事由に関する措置)

第 12 条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第 13 条 知事は、第 2 条第 1 項の規定により指名停止を行った当該有資格業者について、公表するものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成 6 年 7 月 18 日から施行する。
- 2 茨城県建設工事請負業者指名停止措置要領（昭和 61 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

付 則

この要領は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 16 年 7 月 28 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 21 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 措置の原因となる事実又は行為が平成 21 年 10 月 12 日以前に発生したものについては、従前の例による。

付 則

この要領は、平成 23 年 8 月 5 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 23 年 8 月 29 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 2 項第 2 号の規定は、平成 24 年 3 月 31 日以前に指名停止期間の満了後 3 か年を経過したものについては適用しない。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 1 月 30 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後における刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の別表の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 県の発注する工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上12か月以内
ア 調査資料等に虚偽記載	2か月以上6か月以内
イ 調査資料等に虚偽の記載をし、かつ悪質性が高い	6か月以上12か月以内
(過失による粗雑工事等)	
2 県工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内
ア 過失による粗雑工事等	1か月以上6か月以内
イ 過失による粗雑工事等で、かつ悪質性が高い	6か月以上12か月以内
3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、県工事等の施工等に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上8か月以内
ア 共通仕様書・契約書等違反、経審切れ	1か月以上6か月以内
イ 共通仕様書違反かつ負傷者若しくは損害を伴うもの	2か月以上4か月以内
ウ 共通仕様書違反かつ死亡者若しくは重大な損害を伴うもの	4か月以上6か月以内
エ 共通仕様書違反かつ悪質性の高いもの	6か月以上8か月以内

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき	4か月以上6か月以内
イ 公衆に死亡者を生じさせたとき	3か月
ウ 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき	2か月以上3か月以内

措 置 要 件	期 間
エ 公衆に負傷者（軽傷）を生じさせたとき	1か月
オ 重大な損害を与えたとき	2か月以上3か月以内
カ 損害を与えたとき	1か月以上2か月以内
6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上4か月以内
ア 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき	3か月以上4か月以内
イ 公衆に死亡者を生じさせたとき	2か月
ウ 公衆に複数の負傷者（軽傷）を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき	2か月以上3か月以内
エ 公衆に負傷者（軽傷）を生じさせたとき	1か月
オ 重大な損害を与えたとき	2か月
カ 損害を与えたとき	1か月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
7 県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
ア 工事等の関係者に複数の死亡者を生じさせたとき	2か月以上4か月以内
イ 工事等の関係者に死亡者を生じさせたとき	2か月
ウ 工事等の関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき	1か月以上2か月以内
エ 工事関係者に負傷者（軽傷）を生じさせたとき	2週間
8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切で	当該認定をした日から

あったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2か月以内
ア 工事等の関係者に複数の死亡者を生じさせたとき	1か月以上2か月以内
イ 工事等の関係者に死亡者を生じさせたとき	1か月
ウ 工事等の関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき	2週間以上1か月以内
エ 工事等の関係者に負傷者（軽傷）を生じさせたとき	2週間

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イに掲げる者が県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその支店及び営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。） イ 有資格業者の使用人でアに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のア、イに掲げる者が茨城県内の県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人</p> <p>3 次のア、イに掲げる者が茨城県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 15か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上18か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 15か月以上18か月以内 12か月以上15か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 9か月以上12か月以内 6か月以上9か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 県内における工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第4号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第4号及び第5号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から 12か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>(談合及び競売入札妨害)</p> <p>7 県工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 県内における工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき （第7号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第7号及び第8号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上18か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力団等)</p> <p>10 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等（暴力団及び暴力団関係者）であると認められるとき。</p> <p>11 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために、暴力団等を使用したと認められるとき。</p> <p>12 いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p> <p>13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12 か月以上</p> <p>当該認定をした日から 9 か月以上</p> <p>当該認定をした日から 9 か月以上</p> <p>当該認定をした日から 6 か月以上</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>14 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、同法第 28 条の規定に基づく監督処分を受けたとき。</p> <p>ア 指示処分を受けたとき。</p> <p>イ 営業停止処分を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 か月以上 6 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 業務に関し、法令に違反したとき。</p> <p>イ 県工事等に当たり、下請負代金の全部又は一部に不払いがあったと知事が認めたとき。</p> <p>ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。</p> <p>16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p>
<p>17 県工事等に当たり、一括下請負の事実があったと知事が認めたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 か月以上 12 か月以内</p>

様式第1号（その1）

記 号 第 号
年 月 日

茨城県知事

殿

主 管 課 長 又 は
関 係 出 先 機 関 の 長

工 事 事 故 等 報 告 書 ——— 第 報 ———

商号又は名称 代表者氏名 (元請業者名)	
許可関係	許可番号 第 号・ 許可年月日 年 月 日
事故の発生した 工事名・工事区分	工事 (県工事 ・ 一般工事)
事故を起こした業者 の元請・下請の別、 県入札参加資格の有 無	元請(県入札参加資格 有・無) 下請(県入札参加資格 有・無) 元請からの下請負人通知書 (有・無)
法令(建設業法・労働基準法 ・労働安全衛生法・建設工事公 衆災害防止対策要綱等)に対 する違反の有無 (詳しく記入)	(主任(監理)技術者・現場代理人の専任、事故時の専任、関係法令等の違反等)
契約・設計図書・指 示書に対する違反の 有無(詳しく記入)	(契約・設計図書・指示書どおりの施工が行われているか)
建設業者の作業マニ ュアル・現場指示の 的確性(詳しく記入)	(作業マニュアルどおりに行われているか、現場指示は適切か)
事故後の情状 (示談・誠意等)	

- ※(注) 1 必ず、当該報告書に別紙事故報告書(発注者用)を添付して、まず、事故状況を把握できる範囲内で第1報を速やかに報告し、詳細については続報によること。
- 2 添付書類としては、業者からの事故報告書、契約書、設計書工事概要、労働者死傷病報告書(業者が労働基準監督署へ提出)、診断書、事故状況説明図、写真等が想定される。(いずれも写しでよい。)

年度事故報告書【発注者用】

作成年月日： 年 月 日

工 事 名	事故発生日時 (時間は24時間表示)		年 月 日 曜日 時 分頃発生		事故要因コード (コード表7参照その他の場合には〔 〕内に内容を記入 高 → 低 (簡易度の高い順に最大4つまで記入) 人的要因・共通要因 事故関係者毎にどれか1つに○ さらに()内に人数を記入する。 1. 人的要因 2. 物的要因 3. 管理内容 内 容 事故発生後の対策 監督官署の動向
工 事 コード (コード表2参照)	a()-b()()() ()	災害分類コード	1. 労働災害	99. その他	
設 計 書 番 号	(注) 複数記入可 99 その他の 場合には内容を 記入のこと。		公衆 災害	〔 〕	
事 務 所 名			2. 第三者災害		
事 務 所 コード (コード表1参照)	事 故 分 類 コード (コード表3参照)		〔 〕 - 〔 〕		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	事故当日の天候コード (コード表4参照)	〔 〕		
事 業 内 容					
請 負 金 額	¥ (円)	事 故 発 生 場 所			
受 注 者 の 商 号 又 は 名 称					
コ ー ド 番 号					
代 表 者 氏 名	事故発生当時の状況				
受 注 者 の 住 所					
下請負人(協力会社)の 商号又は名称					
工 事 の 概 要					
事 故 の 状 況	被災者氏名 (年齢)	()才	()才	()才	()才
	所属(いずれかに○ 下請は次数を記入す ること)	1. 元請 2. 下請()次 3. 第三者 4. その他()	1. 元請 2. 下請()次 3. 第三者 4. その他()	1. 元請 2. 下請()次 3. 第三者 4. その他()	1. 元請 2. 下請()次 3. 第三者 4. その他()
	性別コード	1. 男 2. 女			
	職種コード (コード表5参照)	()	()	()	()
	死・傷病名及び程度				
	死病程度コード (いずれかに○)	1. 死亡 2. 負傷による 休業()日			
	全治日数 (医師の診断日数)	全治()日	全治()日	全治()日	全治()日
	傷病部位コード (コード表6参照) 複数回答可	()()()	()()()	()()()	()()()
備考(入院先、第三 者の職業、その他の 属性など)					

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

茨城県知事

指 名 停 止 通 知 書

このたび、貴 〃 が (の) ① ことは、誠に遺憾である。
よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。
今後はかかる事態が生ずることがないように十分注意されたい。
② (今後はかかる事態が生ずることがないように十分注意するとともに、今後の改善措
置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第9条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止期間の始期及び終期を記入する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式第3号

記 号 第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

茨城県知事

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指
名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび下記のとおり指名停止の期間を
変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変 更 の 理 由

様式第4号

記号第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

茨城県知事

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって指名停止について通知したところであるが、
年 月 日これを解除したので通知する。

様式第5号

記 号 第 号
年 月 日

主 管 課 長 殿
関係出先機関の長 殿

土 木 部 長

工事事象等を起こした有資格業者の措置について（通知）

このことについて、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領の定めるところにより、下記のとおり指名停止が行われたので通知する。

記

許可番号	商号又は名称、代表者名 本店所在地	指 名 停 止 の 期 間	措置要領 該当条項	備 考

主 管 課 長 殿
関係出先機関の長 殿

土 木 部 長

工事事象等を起こした有資格業者の措置について（通知）

このことについて、さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知したところであるが、このたび、下記のとおり指名停止期間が変更されたので通知する。

記

許可番号	商号又は名称、代表者名、本店所在地	変更前の指名停止期間	変更後の指名停止期間	措置要領 該当条項	備 考

様式第7号

記 号 第 号
年 月 日

主 管 課 長 殿
関係出先機関の長 殿

土 木 部 長

工事事象等を起こした有資格業者の措置について（通知）

このことについて、さきに、 年 月 日付け 第 号をもって通知したところであるが、このたび、下記業者の指名停止が解除されたので通知する。

記

- 1 住 所
- 2 商号又は名称
- 3 代 表 者 名

様式第8号

記 号 第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

主 管 課 長 又 は
関 係 出 先 機 関 の 長

指 名 取 消 通 知 書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって下記工事の指名競争入札の参加者として指名したところであるが、このたび、指名を取り消したので通知する。

記

工事番号及び工事名

第 号

工事

様式第 9 号

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

年 月 日 ~ 年 月 日 ()

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する工事等

4 事実概要

5 指名停止理由

〈指名停止措置要領別表第 () 〉

措 置 要 件	期 間

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)